

【Ⅱ－８ 質の高い在宅医療・訪問看護の確保－①】

## ① 介護保険施設入所者の病状の急変時の適切な往診の推進

### 第1 基本的な考え方

介護保険施設等に入所している高齢者が、可能な限り施設内における生活を継続できるよう支援する観点から、介護保険施設等の入所者の病状の急変時に、介護保険施設等の協力医療機関であって、平時からの連携体制を構築している医療機関の医師が往診を行った場合について、新たな評価を行う。

### 第2 具体的な内容

介護保険施設等の入所者の病状の急変時に、介護保険施設等の協力医療機関であって、定期的なカンファレンスを実施するなど、平時からの連携体制を構築している医療機関の医師が往診を行った場合の評価を新設する。

(新) 介護保険施設等連携往診加算 200点

[対象患者]

往診を行う保険医の所属する保険医療機関と平時からの連携体制を構築している介護保険施設等に入所する者

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この区分番号において、「介護保険施設等」という。）の協力医療機関であって、当該介護保険施設等に入所している患者の病状の急変等に伴い、往診を行った場合に、介護保険施設等連携往診加算として、200点を所定点数に加算する。

[施設基準]

(1) 介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この項において、「介護保険施設等」という。）において、協力医療機関として定められている保険医療機関であって、当該介護保険施設

等から 24 時間連絡を受ける担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を当該介護保険施設等に提供していること。

- (2) 当該介護保険施設等と連携体制が確保されていること。
- (3) (2) に規定する連携体制を構築していることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (4) (3) の事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

[経過措置]

令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、(4) に該当するものとみなす。